

酒 販 通 信

令和6年(2024)
12月25日発行

第689号

発行所 ■全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel03(3714)0172 Fax050(3730)1064
 発行人 ■全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝
 編集・制作 ■全国小売酒販組合中央会 Tel03(3714)0172
 定価 ■100円(税込)

全国小売酒販組合中央会

令和7年 年頭所感

中央会の役割を果たす



全国小売酒販組合中央会 会長 吉田 精孝

令和7年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。組合員の皆様、関係者の皆様には、日頃より当会の活動にご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。昨年元日に発生した能登半島地震では、鳳珠小売酒販組合、七尾小売酒販組合をはじめ多くの組合員の皆様が、店舗や自宅の全半壊、商品の破損等の被害に見舞われまされた。被災状況を踏まえ速やかに三団体会長にて協議し、義援金をお願いをさせていただきました。皆様のあたたかいご協力で改めて御礼申し上げます。また、今もなお生活再建の最中にある組合員の皆様が、多くいらっしゃることに、心を痛めております。昨年は各地で地震や風水害がございました。被災された皆様の一日も早い復興をお祈りするとともに、引き続き中央会としてできることをさせていただきます。と思います。

昨年は酒類を取り巻く環境の変化を肌で感じる一年だったように思います。2月には厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表しました。ガイドラインは、「アルコール健康障害の発生を防止するため、国民がアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、不適切な飲酒を減らすために活用されることを目的とする」ものです。取り纏めに際しては、酒類業中央団体連絡協議会やアルコール問題WGでも、検討を重ね、酒類業界の意見を反映させてきました。が、「飲酒は健康に悪影響がある」と取られるような報道も一部で見られることから、ガイドラインの趣旨の周知が、引き続きの課題であると認識しています。

また、11月には改正道路交通过法が施行され、自転車の走行中における携帯電話の使用(ながらスマホ)と酒気帯び運転の罰則が強化されました。販売場においては、自転車由来店されるお客様への声かけなど対応が必要な場合があるとともに、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」では、自転車の飲酒運転についても注意を呼び掛けていただければと思います。

キャンペーンは、小売酒販組合の重要な事業として定着し、地域でも認知され、関係各所からも評価をいただいております。これもひとえに各組合並びに組合員の皆様のご尽力のおかげでございます。各地域のご負担を少しでも軽減し、今後も小売酒販組合の代表的な活動の一つとしてキャンペーンを継続していきたいと考えています。中央会としても一層のサポートを図りたいと考えております。

政策提言については、経済団体より提出された規制改革要望である「デジタル技術を活用した完全無人店舗での酒類の販売」に際し、「反対」の立場で活動を行っています。様々な分野でデジタル技術が活用されていますが、酒類の販売に際しては、20歳未満の飲酒防止のみならず、飲酒運転やアルコール健康障害の抑制、さらに地域の安心や安全といった幅広い観点から、その在り方を検討しなければなりません。消費者の利便性、経営の合理化のみを追求することは、中長期的にみれば真の消費者利益とは言えないのではないのでしょうか。我が国は酒類がいつでもどこでも買える状況にあります。酒類の特殊性から販売や購入に際しては、一定の制約があつて然るべきと考えています。これはWHOをはじめとする世界的潮流であり、国税庁や厚生労働省とも認識を共有するものと思います。維持すべきところと変化するべきところをしっかりと見極め、必要な対応をしてまいります。

中央会は昨年6月の総会で役員改選が行われ新体制となりました。役員一丸となり、高い緊張感と使命感を持って、業界を取り巻く環境を俯瞰し、社会的使命を果たしてまいります。

結びに、本年が皆様にとって、よい年になることを祈念いたしました。年頭のご挨拶とさせていただきます。

【組合員の皆様へ】「FAX旬報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。